

## 賃金等の変動に対する工事請負契約書第 25 条第 6 項の取扱いについて

平成 26 年 2 月 28 日

賃金等の急激な変動に対処するため、工事請負契約書第 25 条第 6 項（予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において経済情勢の激変を生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる。）を適用し、請負代金額を変更する場合の取扱いを次のとおり定める。

### 記

#### 1 適用対象工事

- (1) 工事請負契約書第 25 条第 6 項の請求は、第 2 項第 3 号に定める残工期が同項第 2 号に定める基準日から 2 月以上あること。
- (2) 発注者及び受注者によるインフレスライド適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされたときとする。

#### 2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、次のとおりとする。

- (1) 請求日  
スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日
- (2) 基準日  
請求日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- (3) 残工期
  - ア 基準日以降の工事期間とする。
  - イ 基準日までに変更契約を行っていない場合であっても、工期延長が明らかな場合は、その期間を考慮するものとする。

#### 3 スライド協議の請求

- (1) 発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更がなされるまでとする。
- (2) 前号の請求を受けたとき、又は行ったときは、発注者は、工事請負契約書第 24 条第 2 項の規定に基づき、受注者の意見を聴いた上で、同項に規定する協議開始の日を定め、受注者に通知するものとする。ただし、請求日から起算して 7 日以内に

協議開始の日を通知しない場合は、受注者が協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### 4 請負代金額の変更

請負代金額の変更については、次により算定した金額により、工事請負契約書第 24 条第 1 項の規定に基づき発注者と受注者が協議して定め、発注者が、書面により受注者に通知するものとする。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注者に通知するものとする。

(1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。

(2) 増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 $P_1$  及び  $P_2$  は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した  $P_1$  に相当する額

$$P = \sum (\alpha \times Z)$$

$\alpha$  = 請負比率（落札率）

$Z$  = 発注者積算額

(3) 減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 $P_1$  及び  $P_2$  は、それぞれ次の額を表すものとする。

$S_{\text{減}}$ ：減額スライド額

$P_1$ ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

$P_2$ ：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した  $P_1$  に相当する額

$$P = \sum (\alpha \times Z)$$

$\alpha$  = 請負比率（落札率）

$Z$  = 発注者積算額

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

## 5 残工事量の算定

- (1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形等の確認は、設計内訳書に対応して出来形確認等を行うものとする。
- (2) 基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事量については、スライド協議の対象とすること。
- (3) 現場搬入材料のうち、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、次の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。
  - ア 工場製作品のうち、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
  - イ 基準日以前に配置済の現地据付方の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材等）も出来形の対象とする。
  - ウ 契約書等で工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (4) 設計内訳書で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (5) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (6) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

## 6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができる。

## 7 変更契約の時期

スライド額に係る変更契約は、次に該当するものを除き、速やかに行うものとする。

- (1) 確定したスライド額が、軽微な設計変更（「砂川市建設工事の軽微な設計変更に伴う事務処理要領」（平成 21 年訓令第 19 号）以下「軽微要領」という。）第 2 の 1 に規定するもの）の範囲内であるときは、軽微要領第 5 の 2 に規定する軽微総括時に行うことは差し支えない。
- (2) 第 2 項第 2 号に規定する基準日時点における残工事量に不確定部分があり、工期末まで対象数量を確定することが困難であるときは、残工事量が確定後に第 4 項に規定する協議を行い、スライド額を確定し、変更契約を行うものとする。なお、変更契約は、当該工事においてそれまで別途行った工事内容の変更等に伴う請負代金の変更と併せて行うことは差し支えない。

8 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 工事請負契約書第 25 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本取扱いによるスライド協議を請求することができる。
- (2) 本取扱いに基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、工事請負契約書第 25 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

9 請求日及び基準日の特例

本取扱いに基づき、平成 26 年 2 月 1 日の賃金水準の変更に伴いスライド協議を実施する工事については、その請求に必要な準備期間等を考慮して、賃金水準の変更がなされた直後の開庁日(平成 26 年 2 月 3 日)を基準日とし、本取扱いを適用できるものとする。なお、スライド協議の請求は、本取扱いの施行日から 1 週間以内に行うものとする。